

20. 公害健康被害補償

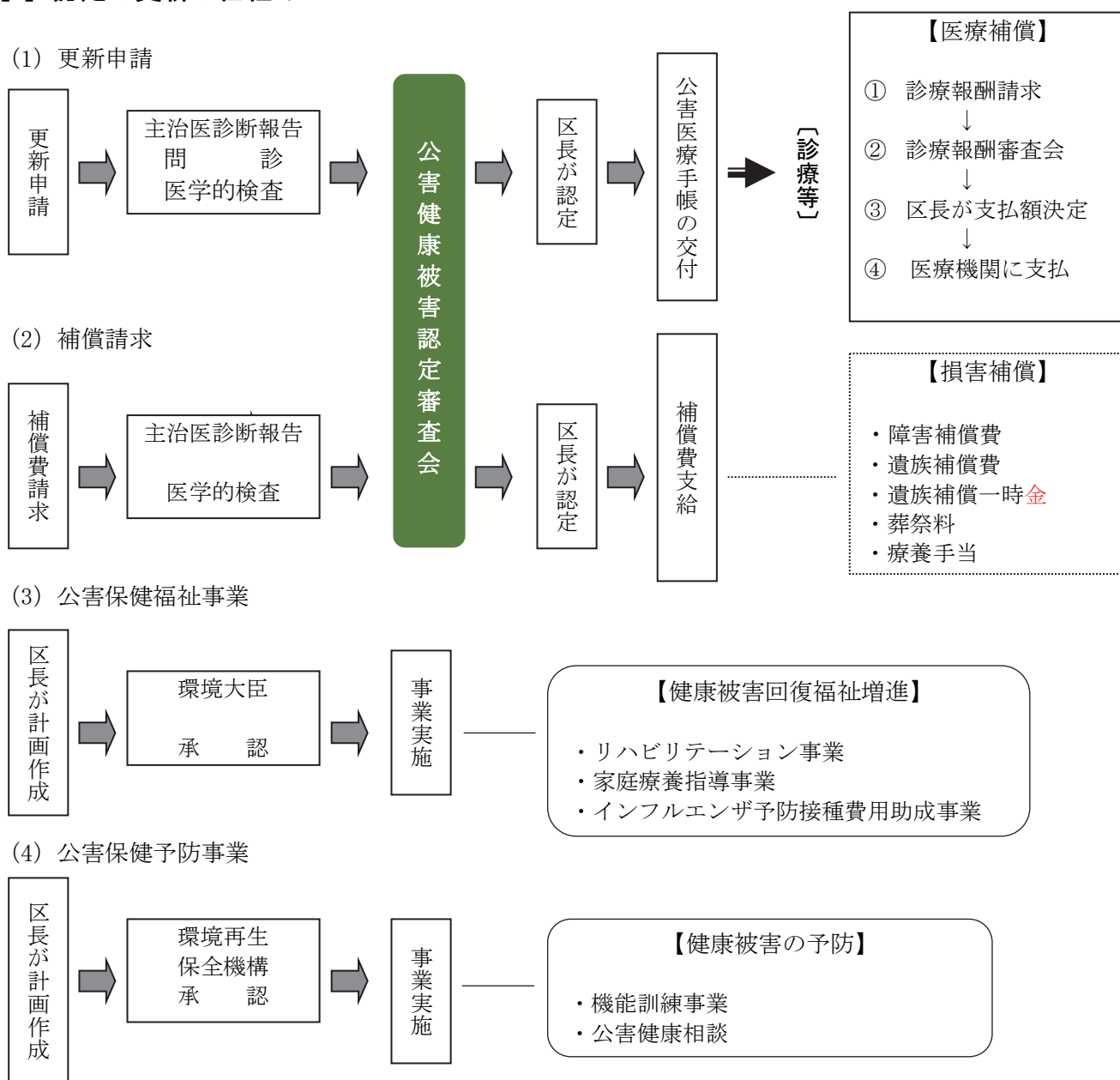
大気汚染又は水質汚濁の影響により健康を害した被害者の救済のため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。これは健康被害者に対し、汚染原因物質の排出者から徴収した資金をもとに、損害の補償を行なうことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている。

豊島区は、昭和50年12月19日、相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発しているとして地域指定を受け、公害健康被害補償制度の適用を受けることとなった。

その後、大気汚染の状況が全般的に改善の方向にあるとして、昭和62年に制度改正が行なわれ、個別補償から大気汚染による健康被害の予防に重点をおいた対策が講じられることになった。この制度改正により、昭和63年3月1日から指定地域が全面解除され、新規の認定が行なわれなくなった。

現在はこれまでに認定された健康被害者の認定更新及び補償給付を継続して行なっている。

[1] 認定の更新の仕組み



[2] 認定状況等

(1) 申請・認定件数

区分 年度	申請 (件)	申請 取下げ (件)	認定 否決 (件)	未審査 (件)	本区 認定 (件)	転入 (件)	死亡 (件)	治ゆ等 (件)	転出 (件)	被認定 者数 (人)
23年度						17	7	3	6	639
24年度						5	8	0	10	626
25年度						3	13	17	10	589
26年度						3	13	2	12	565
27年度						5	10	39	3	518

(注) 昭和63年3月1日から、制度改正により新規申請・認定はない。

□昭和50年12月19日～平成28年3月31日 累計 (単位：件)

申請	申請 取下げ	認定 否決	未審査	本区 認定	転入	死亡	治ゆ等	転出
2,638	48	2	0	2,588	406	701	1,307	468

(2) 被認定者の疾病・障害の程度

□疾病別 被認定者数 (単位：人)

疾病 年度	ぜん息性 気管支炎	気管支ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	合 計
23年度	0	593	39	7	639
24年度	0	580	39	7	626
25年度	0	552	32	5	589
26年度	0	532	29	4	565
27年度	0	487	27	4	518

□障害の程度別 被認定者数 (単位：人)

障害の程度 年度	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
23年度	0	0	16	224	399	639
24年度	0	0	15	215	396	626
25年度	0	0	13	207	369	589
26年度	0	0	11	198	356	565
27年度	0	0	10	191	317	518

□疾病・障害の程度別 被認定者数（平成28年3月31日現在）

（単位：人）

障害の程度 疾病	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	0	10	173	304	487
慢性気管支炎	0	0	0	15	12	27
肺気しゅ	0	0	0	3	1	4
合 計	0	0	10	191	317	518

(3) 地域別被認定者数

（単位：人）

年 度 地 域	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
駒 込	12	10	9	9	9
巢 鴨	20	19	19	18	15
西 巢 鴨	25	24	20	20	17
北 大 塚	17	16	15	14	12
南 大 塚	33	31	31	28	28
上 池 袋	27	27	23	21	18
東 池 袋	22	20	19	17	13
南 池 袋	13	13	13	12	12
西 池 袋	21	24	18	17	18
池 袋	25	25	22	22	20
池袋本町	41	37	31	29	25
雑司が谷	15	13	12	11	11
高 田	15	14	13	12	12
目 白	19	19	17	16	15
南 長 崎	36	35	31	30	24
長 崎	27	27	24	22	18
千 早	18	17	17	16	16
要 町	15	13	12	10	9
高 松	13	14	12	11	10
千 川	6	5	5	5	4
区 外	219	223	226	225	212
総 数	639	626	589	565	518

□地域・疾病別 被認定者現在数（平成28年3月31日現在）

（単位：人）

地域	疾病	ぜん息性 気管支炎	気管支 ぜん息	慢性 気管支炎	肺気しゅ	合計
駒込		0	8	1	0	9
巣鴨		0	13	2	0	15
西巣鴨		0	15	2	0	17
北大塚		0	11	1	0	12
南大塚		0	26	2	0	28
上池袋		0	18	0	0	18
東池袋		0	13	0	0	13
南池袋		0	10	1	1	12
西池袋		0	15	3	0	18
池袋		0	18	2	0	20
池袋本町		0	25	0	0	25
雑司が谷		0	11	0	0	11
高田		0	12	0	0	12
目白		0	15	0	0	15
南長崎		0	22	2	0	24
長崎		0	17	1	0	18
千早		0	16	0	0	16
要町		0	8	1	0	9
高松		0	9	1	0	10
千川		0	4	0	0	4
区外		0	201	8	3	212
総数		0	487	27	4	518

[3] 補償給付実績

年度	件数・金額	件数 (件)	金額 (円)
23年度		12,925	420,799,352
24年度		12,638	411,139,508
25年度		11,993	401,486,961
26年度		11,405	368,600,768
27年度		10,908	368,149,170

□平成27年度 補償給付実績内訳

区分	件数・金額	件数 (件)	金額 (円)
医療費		7,181	140,644,570
障害補償費		2,454	166,722,600
児童補償手当		0	0
療養手当		1,185	27,337,000
遺族補償費		79	12,747,000
遺族補償一時金		4	17,932,500
葬祭料		5	2,765,500
合計		10,908	368,149,170

[参考]

被認定者一人当たり年間医療費

(A) 27年度被認定者数中央値 541 人

(B) 医療費総額 140,644,570 円

(B) / (A) 259,971 円

[4] 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害診療報酬審査会

区分 年度	公害健康被害 認定審査会			公害健康被害 診療報酬審査会	
	回数 (回)	審査件数 (件)	更新件数 (件)	回数 (回)	審査件数 (件)
23年度	12	410	245	12	7,751
24年度	12	323	134	12	7,685
25年度	12	347	165	12	7,313
26年度	12	370	226	12	7,458
27年度	12	294	124	12	6,651

[5] 公害保健福祉事業

公害健康被害の補償等に関する法律では、被認定者の健康の回復保持並びに増進を図るため、公害保健福祉事業を行なうものとされ、豊島区でも呼吸リハビリ教室等を実施している。

区分 年度	呼吸リハビリ教室		地域ぜん息教室 (やまびこ会)		家庭療養 指導
	開催回数 (回)	参加延人数 (人)	開催回数 (回)	参加延人数 (人)	訪問件数 (件)
23年度	4	94	3	15	58
24年度	2	51	2	10	62
25年度	2	51	0	0	47
26年度	2	35	0	0	14
27年度	2	40	0	0	30

[6] 健康被害予防事業

昭和63年3月1日施行された法改正により、大気汚染地域指定解除と同時に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業が実施されることになり、本区は昭和63年度から健康相談を実施している。慢性閉塞性疾患及びアレルギー性疾患に関する相談、指導を行なうことにより疾患の予防と、これら患者の健康回復、保持、増進に関する知識の普及と意識の向上を図ることを目的としている。昭和53年度から公害保健福祉事業として実施された転地療養事業及び昭和56年度からの水泳教室は、法対象者の高齢化のため、現在は健康被害予防事業として実施している。また、就学前幼児親子を対象とした音楽療養教室と呼吸リハビリフォロー教室を平成23年度から実施している。

(1) 機能訓練事業

□水泳教室

区分 年度	時期	参加者 (人)	対象	場 所
23年度	9/5 ~ 11/21 8日	延 145	小学1年生 から6年生	雑司が谷温水プール
24年度	5/14 ~ 11/12 15日	延 387	小学1年生 から中学3 年生	雑司が谷温水プール
25年度	5/13 ~ 11/18 16日	延 424		雑司が谷温水プール 南長崎スポーツセンター
26年度	5/12 ~ 11/10 19日	延 404		
27年度	5/11 ~ 11/9 20日	延 442		

□転地療養事業（サマーキャンプ・デイキャンプ）

区分 年度	時期	参加者（人）	対 象	場 所
23年度	10/9 日帰りデ ^レ ィキャンプ [°]	16	小学3～中学3	新宿御苑
24年度	8/4 ～ 8/6 2泊3日	23	小学3～中学3	山中湖 秀山荘
	10/14 日帰りデ ^レ ィキャンプ [°]	15	小学3～中学3	新宿御苑
25年度	8/6 ～ 8/8 2泊3日	20	小学3～中学3	山中湖 秀山荘

(注)25年度までで、事業終了。

□音楽療養教室

区分 年度	開催回数（回）	参加延人数（人）	対 象	場 所
23年度	2	10	就学前幼児 と両親また は保育園等	雑司が谷地域文化創造館 音楽室
24年度	2	25		
25年度	2	34		区民ひろば 朋有
26年度	0	0		
27年度	0	0		

(注)26・27年度は事業休止。

(2) 健康相談事業（ぜん息講演会）

区分 年度	開催回数 （回）	参加延人数 （人）
23年度	6	142
24年度	8	199
25年度	8	218
26年度	8	234
27年度	8	249

(3) 健康相談事業（呼吸リハビリフォロー教室）

区分 年度	開催回数 （回）	参加延人数 （人）
23年度	5	42
24年度	17	143
25年度	12	141
26年度	11	66
27年度	10	85

[7] その他

□ぜん息相談

(単位：人)

区分 年度	所内相談	電話相談	その他	計
23年度	148	42	97	287
24年度	626	141	213	980
25年度	532	125	266	923
26年度	312	160	142	614
27年度	149	29	161	339

[8] 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

東京都は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき18歳未満の健康障害者に医療費の助成を行っており、区は豊島区大気汚染障害者認定審査会の意見に基づき健康障害者の認定を行なっている。平成20年度に18歳以上の健康障害者にも助成されることとなったが、平成27年度から以前の制度に戻り、新規の対象者は18歳未満の健康障害者となった。

年度	区分	大気汚染被害者認定審査会			各年度末の 被認定者数(人)
		回数(回)	審査件数(件)	新規件数(件)	
23年度		12	801	300	1,643
24年度		12	837	250	1,732
25年度		12	914	291	1,860
26年度		12	965	281	1,852
27年度		12	868	119	1,924

□地域別大気汚染障害者認定者数

(単位：人)

地域別	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		駒込	83	93	96	98
巣鴨	84	94	109	110	101	
西巣鴨	81	83	81	82	85	
北大塚	53	57	59	60	73	
南大塚	83	83	92	92	105	
上池袋	89	98	103	101	117	
東池袋	99	102	118	120	114	
南池袋	48	48	52	54	63	
西池袋	108	121	131	132	128	
池袋	133	128	129	127	139	
池袋本町	159	161	166	164	167	
雑司が谷	56	66	65	66	58	
高田	63	69	72	72	73	
目白	64	66	77	73	86	
南長崎	122	125	133	131	135	
長崎	121	127	142	141	149	
千早	67	75	83	81	79	
要町	62	57	65	64	64	
高松	42	47	53	50	59	
千川	26	32	34	34	31	
総数		1,643	1,732	1,860	1,852	1,924